



業 務 委 託 契 約 書

業 務 委 託 名					
委 託 場 所	津山市 地内				
履 行 期 間	着 手	平成	年	月	日
	完 成	平成	年	月	日
委 託 金 額	円				
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)				

頭書業務の委託について、次の条項により委託契約を締結する。
(総 則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款、別冊「仕様書」(以下「仕様書」という。)、津山市契約規則(平成6年津山市規則第6号)及び関係法令に基づき、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、契約の目的物(以下「成果品」という。)を発注者に引き渡すものとし、発注者はその業務委託料を支払うものとする。

3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 この約款及び仕様書に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。
(契約の保証)

第2条 受注者は、業務委託料が200万円以上の場合においては、契約の締結と同時に、次の各号のいずれかの保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付
(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証
(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
(6) 契約保証人による保証

2 第1項の第6号を除く各号の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額 (第5項において「保証の額」という。) は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号、第5号又は第6号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 第1項の第6号を除く各号に掲げる保証を付した場合であって、業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。ただし、既納の契約保証金に対応する業務委託料(以下この項において「保証契約金額」という。) と当該増減後の業務委託料との差額が保証契約金額の3割以内である場合は、この限りでない。
(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により発注者の承認を得たときは、この限りでない。

2 発注者は、この契約の成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容を変更することができる。
(一括再委託等の禁止)

第4条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、下請負届出書を発注者に提出しなければならない。
(業務の調査等)

第5条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の処理状況を調査し、又は報告を求めることができる。
(業務内容の変更等)

第6条 発注者は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者が協議し定める。
(履行期間の延長)

第7条 受注者は、その責めに帰することができない事由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかとなったときは、発注者に対して遅滞なく、その理由を付して履行期間の延長を求めることができる。この場合の延長日数は、発注者と受注者が協議して定める。
(損害のため必要を生じた経費の負担)

第8条 業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、発注者が負担するものとし、その額は、発注者と受注者が協議して定める。
(履行遅滞の場合における損害金等)

第9条 受注者の責めに帰する事由により、履行期間内に業務を完了することができない場合において、発注者の認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は、遅延料を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の遅延料は、延長日数1日につき業務委託料の1,000分の2以内の額とする。
(検査及び引き渡し)

第10条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して完了届を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品等についての検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、手直し又は成果品について補正を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく当該手直し又は補正を行ない、発注者に手直し完了届を提出し再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項を準用する。

4 受注者は、検査に合格したときは、遅滞なく、当該成果品を発注者に引き渡すものとする。
(業務委託料の支払い)

第11条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して、業務委託料の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払い請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。
(前金払及び部分払)

第12条 受注者は、当該業務について、発注者に前払い金を請求することはできない。

2 受注者は、当該業務が年度を越える場合を除き、発注者に部分払い金を請求することはできない。

（秘密の保持）

第 13 条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、成果品（設計業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。
（解除権の行使事由）

第 14 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
(2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
(4) 第 3 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
(5) 受注者（受注者が設計共同体等であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が津山市暴力団排除条例（平成 23 年津山市条例第 21 号。以下「排除条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等（排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）及び暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者。以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
ロ 暴力団（排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
ヘ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用しているとき。
ト 暴力団員を雇用・使用していた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該被雇用（使用）者の解雇を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
チ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからへまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
リ 受注者が、イからへまでのいずれかに該当するものを再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（チに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項に規定する場合のほか、発注者は、業務が完了するまでの間、必要があるときは、この契約を解除することができる。

3 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
(1) 第 6 条の規定により業務内容を変更したため、業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。
(2) 第 6 条の規定による業務の一時中止期間が履行期間の 3 分の 2（履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
（解除の効果）

第 15 条 前条の規定によりこの契約が解除された場合には、第 1 条に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、前条の規定によりこの契約が解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託料（以下この条及び次条において「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければな

らない。

3 前項の既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

4 前条第 1 項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者は、業務委託料の 10 分の 1 に相応する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

5 前条第 1 項第 1 号から第 5 号までの規定により、この契約が解除された場合において、第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号に定める契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

6 発注者は、前条第 2 項又は第 3 項の規定によりこの契約が解除された場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。
（解除に伴う措置）

第 16 条 受注者は、第 14 条の規定によりこの契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 前項に規定する措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 14 条第 1 項によるときは発注者が定め、同条第 2 項又は第 3 項の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとする。
（契約外の事項）

第 17 条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者が双方記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

発 注 者 津山市山北 5 2 0

津山市

津山市長 宮 地 昭 範

㊞

受 注 者 住 所

氏 名

㊞

保 証 人 住 所

氏 名

㊞

保 証 人 住 所

氏 名

㊞